

## 許可基準第7条 「公共移転」

条例第6条第2号及び条例第8条第2号に規定する「公共移転に係る代替の建築物又は第一種特定工作物」とは、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) 開発又は建築等の原因となる移転は、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 取用対象事業の施行に伴う移転
  - イ かけ地近接等危険住宅移転事業として行う移転
  - ウ 地すべり等防止法第24条第1項に規定する関連事業計画に基づく移転
  - エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の勧告に基づく移転
  - オ 建築基準法第10条第1項の勧告若しくは同条第2項又は第3項の命令に基づく移転
  - カ その他の条例、要綱又は特定の行政機関の指示に基づく移転で、アからオと同等と認められるもの
- (2) 当該申請は、移転の日から1年以内になされたものであること。
- (3) 申請地は、次のいずれにも該当していること。
  - ア 従前の敷地とほぼ同程度の規模であり、かつ、当該地域の土地利用に照らし適切な位置であること。
  - イ 移転の対象となる建築物が市街化調整区域以外の区域に所在する場合にあっては、申請者において線引き前から保有している土地又は起業者等と許可権者との調整において真にやむを得ないものとして当該起業者等からあつせん等を受けた土地であること。
- (4) 申請者は、当該移転をする建築物の所有者であること。
- (5) 申請に係る予定建築物は、従前のものとはほぼ同一の用途、規模、構造であり、かつ、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
- (6) 移転跡地（残地を含む。）の利用目的が当該移転の趣旨に適合し、かつ、都市計画上支障のないものに転用されるものであること。

注1 既に移転が完了している場合（仮移転の場合を除く。）又は取用対象事業施行前の計画決定段階にある場合の移転等は本基準の対象とはならない。

- 2 第2号の「移転の日」とは、既存の建築物の移転若しくは除却の契約を交わした日又は仮移転（一時的に借家等に引越しする場合をいう。）を行った日をいう。
- 3 移転の対象となる建築物の借家人は、申請者適格を有しているとは認められない。
- 4 移転跡地（残地）が移転の対象となる建築物の敷地として活用できるものと認められる場合は許可できないものとする。